



国立天文台周辺地域のまちづくりに関する覚書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台（以下「甲」という。）と三鷹市（以下「乙」という。）は、令和2年12月3日に締結した「国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき、国立天文台周辺地域のまちづくりに関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲と乙は、協定書第1項第3号（国立天文台周辺地域の魅力あるまちづくりに関すること）及び同第4号（甲の敷地の土地利用計画の見直しに関すること）の規定に基づき、まちづくりに関する次の各事項を確認のうえ相互に協力・連携して進めていくものとする。

- (1) 甲と乙が土地活用を検討する対象敷地は、土地のさらなる有効利用が望ましい甲の三鷹地区北側ゾーン（別図：約4.8ha。以下、「甲の北側ゾーン」という。）とする。
- (2) 甲の北側ゾーンにおいて、甲と乙が合意した利用方法以外での土地利用をしないものとする。
- (3) 甲の北側ゾーンにおいて乙が土地利用する敷地に相応する適正な対価を甲へ支払う前提で協議する。
- (4) 甲の北側ゾーンにおいて乙は甲と連携し、国立天文台周辺地域の安全に資する学校を核とした公共施設の整備と自然環境の保全・再生による環境改善に取り組む。
- (5) 国立天文台周辺地域における防災性の向上や魅力的な教育環境の充実を目指して、乙は甲の北側ゾーンに風水害時にも対応できる新たな避難施設を兼ねた学校施設を検討し、甲は天文・宇宙などの先端科学技術の知見を活かして乙の教育活動への協力を検討する。
- (6) 甲乙それぞれが保有又は新たに整備する施設について、無駄なく効率的で互いに利点のある有効活用を目指し、共同利用や相互の機能補完などを検討する。
- (7) 甲の北側ゾーンに加えて、甲の既存研究施設の安定的な存続や学術研究に資する公共施設のあり方も考慮した適切な都市計画の変更を検討する。

第2条 甲と乙は、第1条の各事項について今後協議を積極的に進めていくものとし、実現に向けて相互に協力・連携するとともに、必要に応じて新たな覚書等を締結する。

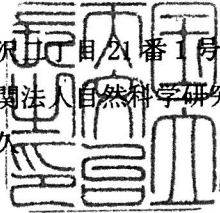
第3条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年2月5日



甲 東京都三鷹市大沢一丁目1番1号
大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台
台長 常田 佐久



乙 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
市長 河村 孝



